

令和7年11月17日（月）午後1時30分 説明会配布

WTO

令和7年11月7日付け公告第209号

土木部要求

凍結防止剤散布車 2台

## 入札説明書

[物品調達契約]

福島県出納局入札用度課

# 入札説明書

この入札説明書は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内 堀 雅 雄

2 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 凍結防止剤散布車 2 台
- (2) 調達物品の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 9 年 2 月 2 6 日(金)
- (4) 納入場所 福島県喜多方建設事務所及び福島県南会津建設事務所

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、下記の 5 の(1)に示す場所に、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出して資格を得ること。ただし、申請時期によっては、資格審査が終了できない場合があるので注意すること。

- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。  
なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。
- (4) 本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「資格確認申請書」という。）に次のアからオまでに掲げる書類等を添付し、[令和 7 年 1 2 月 2 日（火）午後 5 時までに](#)下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 公告に示した納入期限内に、物品を必ず納入できることを明らかにした元売りの証明書（参考様式 1 その 1）。製造業者自ら参加する場合は納品確約書（参考様式 1 その 2）。

イ 納入物品の仕様書（参考様式 2）

(ア) 納入物品の内容が網羅されているものであること。

(イ) 納入物品の外観及び基本構造がわかる図面等が添付されていること。

(ウ) 納入物品のメーカー名及び規格等が明示されていること。

(エ) 納入物品のカタログ又は写真等が添付されていること。

ウ 納入実績調書（参考様式 3）

本公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品に関する過去 2 年間の納入実績（民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）

エ 納入物品の標準価格に関する資料（参考様式 4）

オ 納入物品の検査設備等調書（参考様式 5）

(ア) 日本国内に検査設備等を有することを証明するもの（整備工場の名称及び所在地、入札者との関係、過去 2 年間の点検整備実績等が明示されていること。）。

(イ) 技術員の派遣体制（保守及び修理体制、緊急時の連絡方法及び体制、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。）

(2) 入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式 3）を **令和 7 年 1 2 月 2 日（火）午後 5 時まで**に下記 5 の(1)に示す場所に提出すること。

なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

また、納入実績による免除申請者は、上記 4 の(1)ウに財務規則第 249 条第 1 項第 2 号（別記 1）に該当する実績を記載すること。

## 5 入札書の提出期限等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号 福島県出納局入札用度課  
電話 024-521-7413 F A X 024-521-7962

(2) 入札説明会の日時及び場所

**令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月） 午後 1 時 3 0 分** 福島県出納局入札用度課入札室(西庁舎 3 階)

(3) 資格確認申請書及び入札保証金納付免除申請書の提出期限及び提出場所

**令和 7 年 1 2 月 2 日（火） 午後 5 時** 福島県出納局入札用度課(西庁舎 3 階)

なお、郵送による提出を可とする。

(4) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

ア 持参する場合

**令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月）** 下記 5 の(5)にある開札時刻

福島県出納局入札用度課入札室(西庁舎 3 階)

イ 郵送による場合

**令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）午後 5 時** 福島県出納局入札用度課

(5) 開札の日時及び場所

**令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月）午後 1 時 3 0 分から**

福島県出納局入札用度課入札室において開札する。

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式4)に必要とする事項を記載し、上記5に指定する日時及び場所へ提出すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)又はその写し

イ 委任状(様式5) ※代理人が出席し、入札する場合

- (3) 入札書を郵便(書留郵便(簡易書留可)に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

イ [12月22日開札「件名：凍結防止剤散布車 2台」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もることとする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。**

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。

押印を省略する場合のみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

押印を省略する場合のみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条に定めると

ころによる。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(5)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、出納局担当者から指示があった場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (4) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。  
ただし、郵送により入札書を提出し、入札者又はその代理人が開札に立ち会っていない場合は、入札参加者に対し、別途再度入札について通知する。  
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 初回入札が無効（ただし、下記12の(5)～(7)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (7) 開札に立ち会う場合に持参する物
  - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）
  - イ 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）又はその写し
  - ウ 委任状（様式5）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
  - エ 予備の入札書用紙（様式4）及び見積書用紙（様式6）

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式7）により令和7年11月25日（火）午後5時までに関係職員（ファクシミリ 024-521-7962、メール [nyuusatsu\\_youdo@pref.fukushima.lg.jp](mailto:nyuusatsu_youdo@pref.fukushima.lg.jp)）に説明を求めることができる。  
県は、物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送により入札書を提出する入札者は、指定の方法により、指定の日時及び場所へ確実に到達するよう提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

- (6) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札

者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

#### 14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

#### 15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第228条、第231条及び第233条に定めるところによる。

#### 16 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

#### 17 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

#### 18 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

#### 19 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、入札用度課

(nyuusatsu\_youdo@pref.fukushima.lg.jp)宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ/<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

20 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

21 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

22 当該調達契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。



別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約締結しているとき。
  - (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
  - (3)、(4) (略)
- 2 (略)

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
  - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
  - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
  - (7) から (11) まで (略)
  - (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
  - (13) から (18) まで (略)
- 2 (略)

## 購入契約書(案)

品目及び数量 凍結防止剤散布車 2台

契約金額 3 \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

納入期限 令和9年2月26日  
(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島県喜多方建設事務所及び福島県南会津建設事務所並びに  
発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「 **福島県** 」を甲とし、受注者  
「 \_\_\_\_\_ 」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

**第1条** 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場  
所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

**第2条** 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知  
しなければならない。

(検査及び引渡し)

**第3条** 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該  
検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、  
乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

**第4条** 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、  
納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え  
又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

**第5条** 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るも  
のとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほ  
か、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

**第6条** 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その  
物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し

若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

**第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

**第8条** 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

**第9条** 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

**第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 11 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

**第 12 条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

**第 13 条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

**第 14 条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。  
(遅延利息等の相殺)

**第 15 条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。  
(苦情検討委員会からの要請等)

**第 16 条** 甲は、福島県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の要請を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

- 2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。  
(契約外の事項)

**第 17 条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。  
(紛争の解決方法)

**第 18 条** 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号  
氏 名 福 島 県 印  
代表者 福島県知事 内 堀 雅 雄

乙 住 所  
氏 名

## 凍結防止剤散布車（乾式 3 t 級、4 × 4）

### 仕 様 書

- （付加仕様） 上部作業灯、スタッドレスタイヤ、スペアタイヤ、タイヤチェーン、冬用ワイパーブレード、エアコン、床マット、薬剤積込装置、後方確認カメラ、ドライブレコーダー
- （納入場所） 福島県喜多方建設事務所 × 1 台  
福島県南会津建設事務所 × 1 台  
計 2 台
- （管理番号） 未定

令和 7 年度

福 島 県

## 凍結防止剤散布車（乾式 3 t 級、4 × 4）仕様書

### 概 要

この仕様書は、凍結防止剤散布車（乾式 3 t 級、4 × 4）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分を含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、並びに平成 17 年法律第 51 号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については福島県の担当者（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議のうえ決定するものとする。

### 使用目的

凍結防止剤散布車は、降積雪時における道路交通の確保を目的として、道路の凍結を防止する凍結防止剤散布作業に使用するものである。

#### 1. 納入場所

福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神 6 番地 3）

福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277 番地 1）

#### 2. 納入期限

令和 9 年 2 月 26 日（金）

#### 3. 性 能（JCMAS T008 性能試験）

(1) 散布幅 最小 3.0 m 以下 ～ 最大 7.0 m 以上（切換 5 段階以上）

(2) 散布量 最小 15g/m<sup>2</sup> 以下 ～ 最大 50g/m<sup>2</sup> 以上（切換 5 段階以上）

(3) 作業速度 最小 5km/h 以下 ～ 最大 40km/h 以上

(4) ホッパ容量 2.5 m<sup>3</sup> 以上

(5) 散布剤積載量 塩 3,000 kg 以上

(6) 運転室内騒音レベル 「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省令和 5 年 4 月 20 日、基発 0420 第 2 号）第 I 管理区分に準ずる。（測定方法は JCMAS H011 の機械定置時による）

#### 4. 主要諸元

(1) 全 長 7,000 mm 以下

(2) 全 幅 2,500 mm 以下

(3) 全 高（黄色灯火上端まで） 3,400 mm 以下

(4) 車両総質量 11,000 kg 以下

なお、「10. 付属装置及び付属品 10-2 車両総質量に含まれないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (5) 最小回転半径（最外側車輪中心） | 7.0 m 以下 |
| (6) 乗車定員            | 2 人 以上   |

## 5. 車 体

- |            |                |           |
|------------|----------------|-----------|
| (1) 機 関    |                |           |
| 形 式        | 水冷、ディーゼル機関     |           |
| 最高出力       |                | 140 kW 以上 |
| (2) 動力伝達装置 |                |           |
| 主変速機       | 前進5段、後進1段 以上   |           |
| (3) 駆動方式   |                |           |
| 形 式        | 総輪駆動式          |           |
| (4) タ イ ヤ  |                |           |
| 形 式        | スタッドレスタイヤ      |           |
| (5) かじ取装置  |                |           |
| 形 式        | 倍力装置付          |           |
| (6) 運 転 室  |                |           |
| 構 造        | 全鋼製密閉形         |           |
| ハンドル位置     | 右ハンドル          |           |
| 窓          | (前)冬用ワイパーブレード付 |           |

## 6. 作業装置

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 形 式      | 散布量車速同調制御式                                  |
| (2) 散布対象薬剤種別 | 塩（原塩、粉碎塩）<br>ただし、塩化カルシウム積載時も散布量車速同調制御が行えること |
| (3) ホッパ      | 鋼板溶接構造                                      |
| ホッパカバー又は蓋    | 手動開閉式又は電動（油圧）開閉式                            |
| (4) 確認装置     | ・ホッパ残量確認窓（ホッパ前方のみ）<br>・吐出又は散布確認装置           |
| (5) 散布剤送出方式  | ベルトコンベア式又はスクリーコンベア式                         |
| (6) 材質       | 薬剤散布口及び散布円盤等の薬剤付着箇所においてはステンレス鋼板を使用のこと。      |

## 7. 計器類

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| (1) 燃料計                   | 1 式 |
| (2) 機関油圧計又は機関油圧警告灯        | 1 式 |
| (3) 水温計                   | 1 式 |
| (4) 充電警告灯                 | 1 式 |
| (5) 空気圧計又は警告灯             | 1 式 |
| (6) 運行記録計（90km/h 以上、7 日計） | 1 式 |
| (7) 機関回転計（運行記録計組込型も可）     | 1 式 |



## 8. 薬剤積込装置

|            |          |               |
|------------|----------|---------------|
| (1) 形 式    | 油圧平行リンク式 |               |
| (2) 昇降重量   |          | 100 kg 以上     |
| (3) 荷台寸法   |          | 600×400 mm 以上 |
| (4) 荷台揚高   |          | 2,500 mm 以上   |
| (5) 油圧シリンダ | 複動式      |               |

## 9. 照明装置類

|                             |                                  |            |
|-----------------------------|----------------------------------|------------|
| (1) 前部霧灯                    |                                  | 2 灯        |
| (2) 黄色灯火 (散光式)              | 前 全幅 1,100 mm以上<br>後 全幅 500 mm以上 | 1 式<br>1 式 |
| (3) 上部作業灯 (ホップ投入作業時に使用するもの) |                                  | 1 灯        |
| (4) 後方作業灯 (散布装置確認のため)       |                                  | 2 灯        |

## 10. 付属装置及び付属品

### 10-1 車両総質量に含むもの

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) バックブザー                     | 1 式 |
| (2) エアコン                       | 1 式 |
| (3) LED 文字可変式車載標識装置            | 1 式 |
| (4) スペアタイヤ取付台                  | 1 式 |
| (5) 散布剤飛散防止用カバー                | 1 式 |
| (6) 後方確認カメラ (モニター付、熱線入りカバー付)   | 1 式 |
| (7) ドライブレコーダー (規格の詳細は別紙 1 による) | 1 式 |
| (8) アクセサリーソケット                 | 1 式 |
| (9) バッテリーカットスイッチ               | 1 式 |
| (10) シャーシフレーム洗浄装置              | 1 式 |
| (11) ラジオ受信機 (気象状況確認のため)        | 1 式 |
| (12) 散布車荷台作業員転落防止柵 (収納タイプ)     | 1 式 |

### 10-2 車両総質量に含まないもの

|                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 標準付属工具          | 1 式 |
| (2) 取扱説明書           | 1 部 |
| (3) 部品表             | 1 部 |
| (4) 履歴簿             | 1 部 |
| (5) スペアタイヤ (ホイール付き) | 1 式 |
| (6) タイヤチェーン (全車輪分)  | 1 式 |
| (7) 床マット            | 1 式 |
| (8) 工具収納箱 (ステンレス製)  | 1 式 |

## 11. 塗 装

### (1) 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準によるほか、下記のとおり塗装したものでなければならない。

ア 散布装置（内外面塗装）

ポリウレタン樹脂系塗料（最終膜厚 105  $\mu$  m以上）

イ シャンシ塗装

エポキシ樹脂塗料（最終膜厚 100  $\mu$  m以上）

ウ 運転室表面

ポリウレタン樹脂系塗料（最終膜厚 90  $\mu$  m以上）

エ 運転室底面

エポキシ樹脂塗料（最終膜厚 100  $\mu$  m以上）

(2) 建設機械番号等の表示

ア 散布車用表示及び建設機械番号

別図－1、2による

イ 後方標識板

別図－3による。

## 12. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

## 13. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合は、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

## 14. その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

ア 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分含む。）」に準じるものとする。

イ 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

(5) 緊急時の対応

納入機が故障等により作業困難となった場合、連絡があってから2時間以内で納入機に精通する者を現地に派遣できる体制を納入期までに整えなければならない。

(6) リサイクル料金

入札金額には自動車リサイクル法によるリサイクル料金を含まない。

(別紙1)

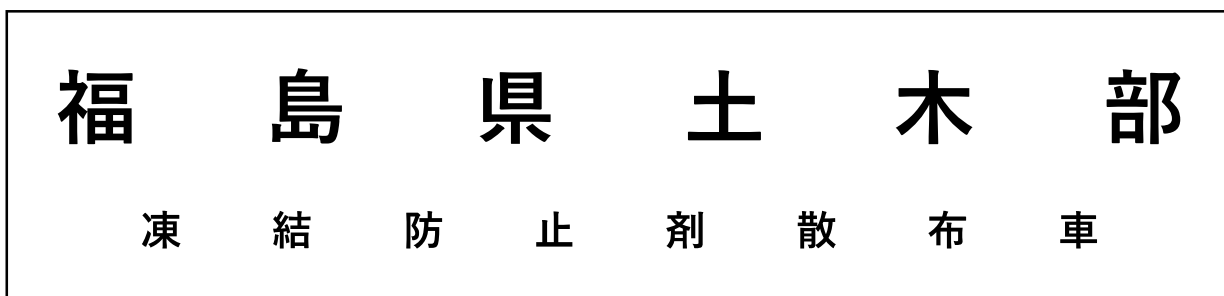
ドライブレコーダーの規格

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 電源・電圧     | DC 12V~DC 24V      |
| (2) GPS       | 有                  |
| (3) Gセンサー     | 有                  |
| (4) 液晶モニターサイズ | 2.4インチ以上           |
| (5) F値        | 2.0以下              |
| (6) 撮像素子      | 200万画素以上           |
| (7) 記録媒体      | マイクロSDカード 16GB以上付属 |

別図－1

散布車用表示

(イメージ図)



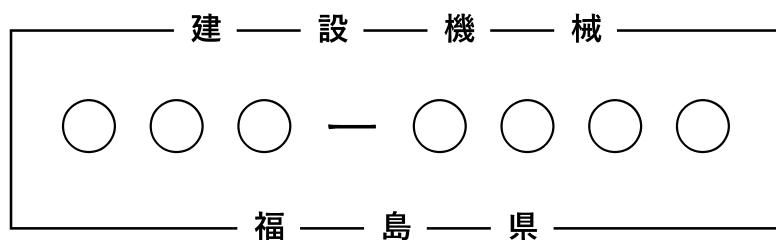
※1 □枠は表示不要

※2 「福島県土木部」のサイズは【20cm（縦）×20cm（横）】を標準とするが、表示位置に合わせて調整する。

※3 「凍結防止剤散布車」のサイズは「福島県土木部」の2分の1程度とし、表示位置に合わせて調整する。

※4 文字間の空白サイズは表示位置に合わせて調整する。

別図－ 2  
建設機械番号



- ※ 1 □ 枠の大きさは【8cm（縦）×25cm（横）】程度を標準とするが、表示位置に合わせて調整する。
- ※ 2 「○」は数字等を表示するが、その大きさは【45mm（縦）×25mm（横）】を標準とし、表示位置に合わせて調整する。
- ※ 3 「建設機械」及び「福島県」のサイズは適宜調整する。

別図－ 3  
後方標識板



- ※ 1 □ 枠の大きさは【40cm（縦）×60cm（横）】程度を標準とするが、表示位置に合わせて調整する。
- ※ 2 「除雪車」及び「福島県」のサイズは□ 枠の大きさに合わせて調整する。